

随意契約理由書

件名	西部処理場 消化ガス精製装置点検整備
契約の相手方	株式会社 神鋼環境ソリューション
根拠法令	地方公営企業法第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>今回点検整備を行う消化ガス精製装置は、西部処理場で発生する消化ガスから二酸化炭素や硫化水素等の不純物を取り除き、こうべバイオガスに精製する装置である。また、こうべバイオガスは場内の空調設備や消化タンク加温ボイラー用燃焼ガス等の他にも、処理場消費電力の約1/4を担っている消化ガス発電設備の燃料として利用している。</p> <p>上記のことから常に安定したガスを供給できるように故障を未然に防ぐことが必須である。設備は連続運転による機器の消耗や汚れが進むことによる数値変化が著しく、点検整備計画に基づく消耗品の交換や機器の点検・清掃が非常に重要である。</p> <p>本業務の実施に当たっては当該設備の製造業者しか知り得ない図面や情報を所持し、機器や現場の状況を熟知した技術者の配置が必要である。また、消化ガス精製装置には特許に関わる技術的要素があるため、点検整備後の性能を保証するためには製造業者の技術ノウハウが必要である。</p> <p>従って、本業務の実施に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは、当該設備の製造業者である神鋼環境ソリューションのみであるため随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 中央水環境センター 施設課 施設係 (電話番号 078-641-2400)